

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 社会福祉協議会事務職員 1 名
2. 雇用期間 令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日まで
（業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5 年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります）
3. 業務内容 （雇入れ直後）
社会福祉協議会における総務関係の事務・地域福祉関係の業務
（変更の範囲）
社会福祉協議会の業務全般
4. 勤務地 （雇入れ直後）
大阪狭山市社会福祉協議会 指定管理施設
大阪狭山市今熊 1－8 0
（変更の範囲）
大阪狭山市社会福祉協議会、市役所南館
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人
○社会福祉協議会での就労経験がある人、又は地域福祉活動に興味がある人
○普通自動車運転免許（A T 限定可）を取得している人
※社会福祉士等、福祉に関する国家資格等があれば尚可
6. 勤務条件等
○給与 2 0 8, 4 0 0 円（月額）
このほか、通勤手当・時間外勤務手当をそれぞれの規則に応じて支給
○勤務時間・休日等 原則、午前 9 時から午後 5 時 1 5 分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
○社会保険等 健康保険、厚生年金、労災・雇用保険加入
○その他 大阪狭山市社会福祉協議会嘱託職員就業規則によるものとする。

7. 選考方法 小論文・面接試験

○小論文については、テーマ「社会福祉協議会が行う地域福祉活動」について、
400字詰原稿用紙2枚以内に書いて下さい。

○小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出してください。

○小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っていただいても
結構です。(パソコン入力可)

8. 面接日及び場所

○日 時：提出書類の受理後、各応募者に電話連絡します。

○場 所：大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター
「さつき荘」
大阪狭山市今熊1-85

9. 合否通知：面接実施後5日前後（全受験者に対し、合否にかかわらず通知します）

10. 採 用：令和7年7月1日 嘱託採用

※試用期間は、採用日より3ヶ月間

※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不適當と思われる場合は、
採用を取り消すことがあります。

11. 受験手続

○受付期間：令和7年6月10日（火）まで

平日 午前9時から午後5時30分まで

※郵送の場合は、10日（火）までに届いたものに限り受け付けます。

○提出書類：(1)履歴書(写真貼付)(2)職務経歴書(3)小論文(4)運転免許証のコピー

12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会（担当：古根川・村田）

〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目85番地

TEL 072-367-1761